○玉名市6次産業活性化委員会の組織及び運営に関する規則

平成27年3月31日

規則第22号

(趣旨)

第1条　この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)第6条の規定に基づき、玉名市6次産業活性化委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条　委員会の庶務は、産業経済部ふるさとセールス課において処理する。

(平28規則10・一部改正)

(その他)

第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2　第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

附　則(平成28年3月31日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。